

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定する。

1 件 名

がんセンターで発生した医療事故事案に係る損害賠償の額の決定について

2 損害賠償の額

1,801 万 6,960 円

3 概 要

がんセンターで発生した医療事故事案について、がんセンターに過失が認められることから、患者遺族に対して、損害を賠償する。

なお、賠償額の全額について病院賠償責任保険から補填される。